

立川市居住支援協議会 を設立します



市は、住宅セーフティネット法に基づき、不動産関係団体や居住支援団体と連携し、9月27日（月）に立川市居住支援協議会を設立します。

協議会では、住宅確保要配慮者（一定の所得以内の方、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方、外国人の方等）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように必要な支援策について協議します。

また、居住相談窓口や居住支援セミナー等を通じて、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の貸人の方の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行います。構成団体等くわしくは、ホームページをご覧ください。

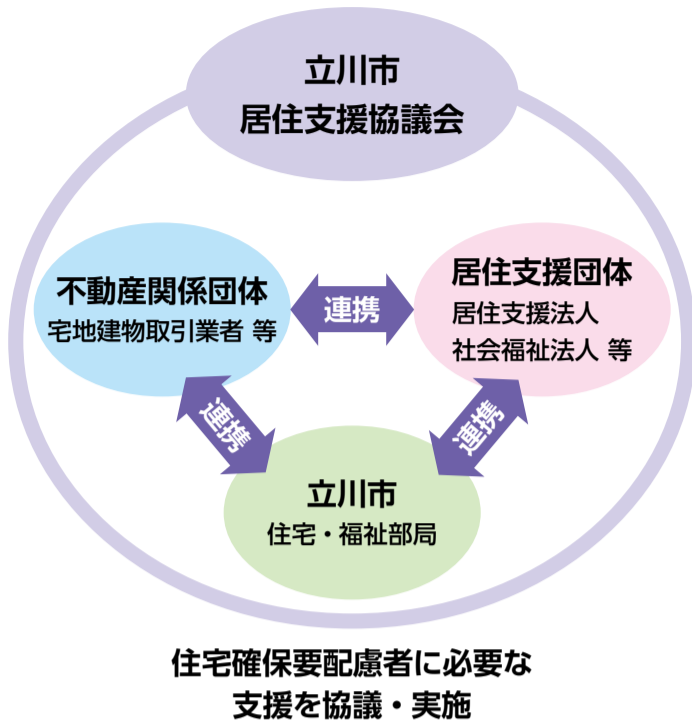
午後2時から（場）市役所2階210会議室
①住宅課住宅相談係・内線2562へ

10月から居住相談窓口を開設

10月から市役所に居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」を開設します（無料）。相談員が相談者の状況をお伺いし、適切な民間賃貸住宅の情報提供や生活支援サービスなどの紹介を行います。

②住宅確保要配慮者時10月以降の毎週木曜日（祝日、年末年始を除く）
▽午後1時30分～2時15分
▽午後2時45分～3時30分
▽午後4時～4時45分（定組（申込順））
③前日までに居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」

立川市居住支援協議会のイメージ



居住支援のための不動産協力店を募集しています

立川市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解とご協力をいただける市内の不動産店を、「不動産協力店」として登録します。

現在、登録希望の不動産店を募集しています。登録するとホームページに協力店として掲載され、居住相談窓口と連携して、相談者のお部屋探しにご協力いただけます。

登録の条件や手続き等、くわしくは市ホームページをご覧ください。
④住宅課住宅相談係・内線2562

体育施設のあり方検討ワークショップ

市民体育館やグラウンド等、市内体育施設の今後の整備のあり方について、市民同士が話し合うワークショップを開催します。

⑤市内在住・在勤・在学の方
10月4日・18日・25日の月曜日
午後7時から（全3回）（場）泉市民体育館研修室⑩10人（抽選）

⑥9月22日（水）までに、電話、または住所、氏名、連絡先を書いてファクス、Eメールでスポーツ振興課（529）8515
Fax（534）5166 sports@city.tachikawajp

年金生活者支援給付金を支給します

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

⑦対象 ▼老齢基礎年金を受給している方
⑧次の要件をすべて満たしていることが必要です
▽65歳以上
▽世帯員全員の市民税が非課税
▽年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
▽障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
⑨前年の所得額が約472万円以下

⑩請求手続き ▼既に年金を受給している、新たに年金を受給して、新たに年金生活者支援給付金の対象となる方
⑪日本年金機構から請求手続きの案内が届きます。給付金の受け取りを希望する方は、同封のほがき（年金生活者支援給付金請求書）を投函してください（令和4年1月4日（火）までに請求手続きが完了すると、令和3年10月からさかのぼって給付金を受け取ることが出来ます）
⑫これから年金を受給する方
⑬年金請求と併せて年金事務所でお手続きください
⑭既に本給付金を受け取っている方
⑮手続きの必要はありません

⑯なお、日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

⑰日本年金機構「給付金専用ダイヤル」☎0570（05）4092（ナビダイヤル）、日本年金機構立川年金事務所☎（523）0352

新型コロナウイルス感染症自宅療養者に食料品等をお届けします

市は、新型コロナウイルス感染症にかかり、自宅療養を余儀なくされている方への独自の支援策として、食料品等の詰め合わせを配送しています。

▶期間＝8月25日から当面の間（1か月程度）
▶対象者＝原則として新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養をしている市内在住の方（都から食料品を送付されている方は除く）
▶支援内容＝3日分の食料品等（パックのごはん、カップラーメン、スポーツドリンク、トイレットペーパー等）
▶配送＝配送業者がご自宅へお届けします
▶申込方法＝電話（電話ができない方のみファクス）で、健康推進課☎（527）3632（521）0422へ

電子図書館利用者ID等の発行を電話で受け付けます

通常は図書館への来館が必要な「たちかわ電子図書館」の利用者ID・パスワードの発行を、期間限定で電話で受け付けています。

▶対象＝感染症の影響で外出自粛や自宅療養をしている市内在住の方で、図書館利用カードを持っていない方
▶受付・利用可能期間＝9月30日（木）まで
▶申込方法＝中央図書館☎（528）6800へ

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

発熱などの症状が出たときは、まずは「かかりつけ医」に電話で相談してください。



かかりつけ医がない、相談する医療機関に迷う場合など

●東京都発熱相談センター
☎03（5320）4592（土曜・日曜日、祝日を含む、24時間）

症状はないが不安な場合、感染予防に関することなど

●東京都電話相談窓口（新型コロナコールセンター）
☎0570（550）571（土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後10時）

●厚生労働省電話相談窓口
☎0120（565）653（土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時）